

法人の財産取得に対する規制

1 財産の取得・処分に係る取扱いの現状

区分	地方独立行政法人	山口県
財産の処分	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">7千万円以上の不動産(土地2万㎡以上)、動産、不動産の信託の受益権</div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: center;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">知事認可 議会議決</div> 7千万円未満のもの <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: center;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">事前協議 (県規則)</div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">7千万円以上の不動産(土地2万㎡以上)、動産、不動産の信託の受益権</div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: center;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">議会議決</div>
財産の取得	現在規定なし	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">7千万円以上の不動産(土地2万㎡以上)、動産、不動産の信託の受益権</div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: center;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">議会議決</div>

2 地方独立行政法人法の趣旨

法第44条において財産処分等の制限を定めているが、重要な財産の処分が法人の業務運営に大きく影響し、ひいては中期目標の達成の可否にも影響することも想定されたとの考えから、専ら「処分」の観点からのみ規定されたもの。

3 財産取得に係る一定の歯止めの必要性

地方独立行政法人法は、財産の取得に関して議会議決等の義務を課していないが、財産の取得がその内容等によっては将来的な法人の負担となる可能性があることから、法人の自主・自律性を阻害しないよう配慮の上、一定の歯止めを置くことが必要。

【想定される取得事例】	【懸念される事項】	【対応等】
長期分割払いによる土地・建物の取得 PFIなどによる土地・建物の取得 寄附等による財産の取得	固定的な将来負担(債務)の発生・寄附などに伴い取得財産以外の負担(債務)の発生	事前協議の義務付け

4 財産取得に関する事前協議制度の創設

次に掲げる財産の取得について、法人規程に事前協議制度を創設。

- (1) 土地・建物の取得(大規模施設費・施設費・運営費交付金等で措置したものを除く。)
- (2) 寄附等による財産の取得に伴い法人に新たな負担が生ずるもの